

公契約条例の柱の一つ、保全業務委託の調査・研究がまとまる

佐藤 陵一

札幌市公契約条例が市長提案から1年半、建設・警備・ビルメン業界の反対により、市議会ではまともに審議されず「塩漬け」にされています。札幌市は9月議会に修正再提案を模索していますが成立が見通せない状況です。

この間、建政研北海道センターは「札幌市公契約条例の制定を求める会」の一員として調査等で役割をはたして来ましたが、今秋に公契約条例の「地方議員研修」を予定しています。「研修」では札幌市の公共工事、指定管理、業務委託で働く労働者の実態と入札・契約制度を取り上げ、公契約条例制定の意義を再確認することが中心となります。

本レポートは保全業務（建物の清掃業務、警備業務、ボイラー等設備運転・監視業務）調査・研究から明らかになった課題の整理です。紙幅の関係で、典型的な「官製ワーキングプア」となっているビルメン労働者の実態と保全業務の入札・契約制度改革に限定しています。

ビルメン業界を底支えしている女性パート労働者

札幌市内に本社を持つビルメン企業を従業員規模別に区分し、そのうちのパート労働者数を見ると1社あたり単純平均で314人でした。従業員に占めるパート比率は72%であり、別に女性の比率を求めた結果は81%でした。清掃業務のパート労働は女性が主役であり、彼女たちがビルメン業界を底支えしているといえます。

調査で鮮明になったのは、最賃にベッタリと張り付いている賃金構造です。市内11の本庁・区役所・区民センターの清掃員の賃金は申し合わせたように最賃719円でした。賃金は毎年、新年度の最賃の発効日に最賃と同額に引き上げ

表1 市内企業の規模別のパート労働者雇用比率

従業員数 による 区分 (人)	企業数 (社)	従業員数の計(人)		パート 労働者 の割合 (%)
			うちパート 労働者	
31~50	1	31	20	65
51~100	6	414	245	59
101~150	6	744	517	69
151~200	6	1,037	690	67
201~250	5	932	846	91
251~300	4	1,140	760	67
301~500	5	1,800	1,271	71
501~1000	1	670	580	91
1001~2000	3	3,470	2,457	71
2001~	3	7,104	5,179	73
計	40	17,342	12,565	73
単純平均		436	314	72
パート不明	5	1,703	—	—

られています。ある女性（64歳）が「仕事は7年間同じ。賃金は最低賃金。変わったのは会社の名前だけ」と自嘲的に語ったのが印象的でした。会社が落札できなければ、清掃員の雇用は慣例的に落札会社に継続されていますが、その場合は「新採用」です。したがって有給休暇は毎年6ヶ月後の取得の繰り返しです。

保全業務の積算は3業種、12段階となっています。公共工事と同様に実勢単価を踏まえたものとされていますが、検証は今後の課題です。清掃員の場合は「A—キャリア6年以上（1,050円、2013年度）」「B—3~6年（950円）」「C—3年未満（837.5円）」ですが、現場ではキャリアが考慮されず719円でした。積算単価と実勢賃金のかい離は実に時給118円です。公共工事と違い、保全業務では「3省協定のとりくみ」の経験がなく、「コウケイヤクって何？」との

表2 「最低賃金」を下回ってきた最低制限価格(率)による清掃員Cの時給額(円)

年度	最低賃金	清掃員C単価	最低制限価格率(%)	最低制限価格	最賃を下回った額
2008	667	700	70	490	-177
2009	678	713	70	499	-179
2010	691	788	70	552	-139
2012	719	763	90	787	-32
2013	719	838	90	755	35

「戸惑い」が見られます。さらに当局にも「官製ワーキングプア」をつくり出してきた自覚がなく、公契約条例は発注者が認識する「適正賃金」を鋭く問い、さらにその「適正執行」を強く求めていることへの厳しい「やりとり」が必要でした。

「請け負け」に反撃する建設・警備・ビルメンの各業界

現在の局面は、3業界が公契約条例を「人質」にとりながら、「モデル事業」の実施、「関係業界との協議会」など「業界は要求し過ぎだ」（北海道新聞）との声があがるほど、これまでの「請け負け」に正面から「反撃」する構図となっています。背景にはビルメン業界が「最賃倒産」、「最賃難民」が生まれると最賃引上げに強く反対する「資本の論理」とともに、「8年にわたり入札改革の要望に真摯な対応をしていただけなかった」という市政に対する政治的な「不信」が浸透していることがあります。

他方、札幌市は入札・契約制度改革に踏み出しています。その中心は保全業務における最低制限価格の改定と複数年契約の導入です。最低制限価格は公共工事にも共通し、他都市における公契約条例制定においても争点化が避けられません。その改定とは、「落札の下限」を従来の「定率方式」、すなわち予定価格の70%から「積上げ方式」、すなわち積算体系に応じた算定方式としたことです。具体的には①直接人件費の額×90%(最賃額以上)+②直接物品費の

表3 複数年契約導入にもとづくWTOの適用

業務区分	予定価格区分(年額)	WTO適用	
		複数年導入前	複数年導入後
清掃	625万円未満	×	×
	625万円以上 2,500万円未満	×	○
	2,500万円以上 (WTO適用)	○	○
警備 設備管理		×	×

注：×は「契約できない」。

90%+③業務管理費の70%+一般管理費等の70%+①~④以外の経費の70%とする算定方式です。この改定に対し、業界は直接人件費の100%算定を求めている現状にあります。

表2は従来、最低制限価格が70%のもとで最賃を下回る受注を強いられ、ビルメン業界の「疲弊」を招いてきたことを示しています。企業ヒアリングでは「ビルメンの入札は人件費を『競り』にかける制度であり、最低水準が上がらない」と入札制度の矛盾も指摘されています。

複数年契約は3年が限度ですが、これはWTO(政府調達)案件との関係で表3に整理されています。WTOでは、①一般競争入札となる、②最低制限価格の設定ができない、③地元企業限定ができないという「縛り」があります。これらはTPP参加で新たな困難となるのは必至です。公契約条例の制定後も、公共サービスの「(品)質」の確保や中小企業振興は引き続き重要な政策課題です。

最後に「公契約条例の早期制定」、「官製ワーキングプアの可視化」、「最賃時給1,000円以上への引上げ」と自治体関連労働者の「団結」、すなわち労働組合への組織化の緊急性について調査を通じて痛感していること述べておきます。(さとう りょういち 建設政策研究所北海道センター副理事長)